

美郷町条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和元年7月26日

美郷町長 松田知己

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 美郷中学校セミナーハウス体育館屋根改修工事
- (2) 工事場所 美郷町立美郷中学校
- (3) 工期 令和元年11月30日
- (4) 工事概要 直接仮設 一式
屋根改修 一式
屋根解体 一式
- (5) 入札の方法 紙入札方式による

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該工事に対応する工種（屋根工事）について、本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、受理されていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可（屋根工事業）を受けていること。
- (4) 屋根工事について、請負契約をする日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「美郷町建設工事等入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 営業所の所在地について、建設業法第3条に規定する営業所のうち、主たる営業所を美郷町内に有すること。
- (7) 本工事において、当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、1級若しくは2級建築施工管理技士の資格を有する者を適正に配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手

続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (9) **本町の公共料金について未納の徴収金がないこと。** (納期限が到来していないものを除く。)

3 入札参加資格確認申請書等の提出等

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び入札参加確認資料(以下「入札参加資格確認申請書等」という。)を次により提出しなければならない。

ア 提出書類等

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
- (イ) 建設業許可証明書の写し
- (ウ) 直近の経営規模等評価結果通知書の写し
- (エ) 配置予定技術者の資格(様式第3号)
- (オ) 公共料金等未納有無調査承諾書**

イ 提出方法

美郷町教育委員会教育総務課教育総務班に1部持参すること。

ウ 提出期間

令和元年7月26日(金)から令和元年8月6日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

エ 用紙の配布

美郷町教育委員会教育総務課教育総務班で配布、又は美郷町ホームページからダウンロード。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札者(以下「落札候補者」という。)について行い、その他の者については確認を行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の閲覧

本工事に係る設計図書等の閲覧及び貸出は次により行う。

- (1) 閲覧及び貸出が可能な設計図書等

- ア 仕様書
- イ 図面
- ウ 金額を記載しない内訳書
- エ 入札心得
- オ 質問回答書

(2) 閲覧及び貸出期間

令和元年7月26日(金)から令和元年8月6日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 閲覧及び貸出の場所

美郷町教育委員会教育総務課教育総務班

5 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 設計図書等に対する質問は、文書により、美郷町教育委員会教育総務課教育総務班に提出すること。

ア 質問受付期間

令和元年7月26日(金)から令和元年8月1日(木)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法

持参又はFAX(0187-85-3102)により行うこと。

(2) (1)の質問に対する回答はFAX、又は閲覧により行うものとする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の100分の10以上の金額とする。なお、納付方法等については、美郷町財務規則(平成16年規則第42号。以下「規則」という。)の規定による。

7 入札の場所及び日時等

(1) 入札場所

美郷町役場 2階 第1会議室

(2) 入札日時

令和元年8月8日(木) 午前9時05分

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) その他

ア 入札執行回数は、2回までとする。

イ 入札参加者が1者であった場合は、入札を取り止めすることができる。ただし、入札執行後、無効の入札等により入札参加者が1者となった場合は、この限りでない。

ウ 入札参加者は、**入札時見積内訳明細書**を提出すること。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、抽選により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ア 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき
 - イ 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) (2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、町長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札

(10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

10 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書及び留意事項等を熟知し、入札心得を遵守しなければならない。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (6) 本工事において、下請負及び資材調達については町内業者を利用することとし、町内で調達等ができない場合は、工事担当課と打ち合わせること。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規則及び美郷町条件付き一般競争入札実施要綱の定めるところによる。

11 問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項

美郷町総務課管財班

(TEL 0187-84-1111)

- (2) 工事に関する事項

美郷町教育委員会教育総務課教育総務班

(TEL 0187-84-4914)